

論文審査の結果の要旨

氏名：坪谷卓浩

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：宮沢賢治作品における音楽劇の要素

審査委員：(主査) 教授 久米依子

審査委員：(副査) 教授 高 榮 蘭 准教授 堀井一摩
文教大学教授 大島 丈 志

本論文は、宮沢賢治の作品にみられる音楽劇の要素に注目し、同時代の文化状況との関連を踏まえて賢治作品の独自の達成を論じたものである。宮沢賢治の作品と音楽との関係に関しては、これまで賢治研究の分野では、賢治が実際にチェロを演奏したことなどから主にクラシック音楽との関わりが論じられてきた。しかし坪谷氏の論文は、賢治が生きた同時代の音楽状況を広く捉え、特に、大衆に支持されていた音楽劇・オペレッタやジャズからの影響関係を詳細な調査の中で浮上させ、賢治のテキストに新たな光をあてた。それによって賢治作の歌曲や戯曲、詩歌、童話の表現について、同時代の文化的コンテクストを重視した読みが成立し、テキストの時代的意義や、文化状況を吸収した豊かさが改めて示されることになった。また歌や踊りを伴った、音楽劇・オペレッタの影響を受けた賢治作品の中に、登場人物の身体的表現を介して読み手の身体性も揺り動かすような表現がなされている点をクローズアップし、賢治作品が文字の享受に留まらない、動的な受容をもたらす芸術であることを確認している。

論文の第一章では、賢治が最初に発表した童話「雪渡り」(1921-22年)を取り上げ、賢治の詩「函館港春夜光景」に着目しながら、浅草オペラの「お伽歌劇」や「舞踊」との関連を考察した。「雪渡り」はこれまで、山野での狐と人間の子どもたちの交流を描く話であることから、民俗学や伝承民話に関係する、郷土色(ローカリティ)の濃い作品と捉えられがちだった。しかし坪谷氏は、発表年に賢治が半年間滞在した東京・浅草で「浅草オペラ」が興隆を迎え、その様相が詩集「春と修羅第二集」(未刊)に収録された詩「函館港春夜光景」に描写されていることに注目して「雪渡り」を分析し、作品のモダン文化性を明らかにした。そして浅草オペラの中でも当時人気の高かった「お伽歌劇」や、舞踊家・高田雅夫による舞踊(洋舞)と比較し、「雪渡り」が同時代に人気を集めた〈子ども〉による音楽劇の側面を帯びたテキストであると検証した。当時、賢治が大きな影響を受けた児童雑誌『赤い鳥』では、童話、童謡、児童劇、音楽が、それぞれ個別に掲載され、児童文化刷新の動きみせていたが、しかしこれらを融合するような新たな表現ジャンルを形成しようという意向はみせなかった。これに対して「雪渡り」には、複数の子ども向けジャンルを統合しようとする志向がみられると、坪谷氏は指摘する。加えて「雪渡り」が〈子ども〉の〈身体〉や〈声〉といった動的な要素を強く喚起させる作品であることから、「童話」という散文ジャンルを超えた〈演劇的〉テキストであることを示した。賢治がデビュー作の時から、同時代文化に依拠しつつ、時代を超える児童芸術表現を目指したことを解明したといえよう。

第二章でも、賢治の童話と浅草オペラなどの同時代演劇との関連性を追究した。賢治の生前唯一の童話集『注文の多い料理店』(1924年)に所収された童話「かしはばやしの夜」(創作1921年)では、作中に歌合戦が描かれ、そこで歌う梟の「黒砂糖のやうな甘つたるい声」が浅草オペラの田谷力三のテノールを想起させること、また「かしはばやしの夜」とモーリス・メーテルリンクの戯曲「青い鳥」第三幕第五場「森」との関係を確認し、「かしはばやしの夜」の清作と「青い鳥」のチルチルが、無意識のうちに罪を犯した存在として共通性があることなどを指摘した。この第二章は第一章と同じく、同時代の文化現象、とりわけ戯曲との交差性を考察して、音楽劇性を捉えた試みとみなすことができる。

第三章はメーテルリンク「青い鳥」の、大正期における解釈の変化を追跡し、その受容と賢治作

品との関連性を検討した。メーテルリンクの諸作は、まずは「象徴性」の高い文学として大正期日本文学に多大な影響を与えたが、やがて戯曲「青い鳥」(1908年)への注目度が高まる。翻訳は若月紫蘭の完訳が1913年に出版された後、楠山正雄が1919年に富山房から挿画を重視した「模範家庭文庫」シリーズの『世界童話宝玉集』の一篇として刊行した。翌1920年に民衆座による舞台が上演されると、台本を巡って若月紫蘭と楠山正雄が対立した。そのように1920年前後の上演や、挿画を重視した児童書の登場が「青い鳥」を日本で広く受容させる契機となったことを指摘し、その過程で物語の主題として「象徴性」を読む方向ではなく、「家庭の幸福」を読む傾向が強まったと論証した。さらにこの点を踏まえつつ、「かしはばやしの夜」と同じく「青い鳥」の影響下で成立したと考えられる童話「十力の金剛石」(創作1921~1922年頃)を検討し、「かしはばやしの夜」と同様に音楽劇としての側面を有するが、「家庭の幸福」が主題ではなく、アニミズム的な世界観を「青い鳥」との共通性として見出すことができるとして、同時代の風潮に流されない賢治童話の独自性を抽出した。この章ではメーテルリンク戯曲と賢治童話との関連性について、第二章とは異なる視点から考察が重ねられた。

第四章は、賢治の戯曲「飢餓陣営」(1924年)中の「生産体操」の生成過程を考察した。「飢餓陣営」は賢治が教員を務めた花巻農学校の講堂で、1924年8月10日・11日の昼夜二回にわたり「植物医師」、「ボランの広場」、「種山ヶ原の夜」と共に上演され、学校関係者や一般の市民にも公開された。これらの戯曲中で「飢餓陣営」は従来、軍隊に対する風刺や反戦性をテーマとすると読解される傾向にあった。しかし坪谷氏は同時代の体操・児童劇をめぐる状況を踏まえ、賢治の盛岡高等農林学校時代の恩師である柘植六郎の著書『果樹園芸新書』(1919年)から「生産体操」への影響があったとみて、農学校での上演にふさわしい戯曲であることを検証した。「生産体操」の「果樹整枝法」には、柘植の『果樹園芸新書』掲載の図や写真とほぼ同型といえる体操図が示されていて、賢治が同書から「生産体操」を発案した可能性が高い。したがって恩師から学んだ農業知識を、農業の未来を担う農学校の若い世代へ引き渡すことが「飢餓陣営」のテーマであったと考察し、それが「生産体操」という、教え子の生徒たちの身体を介した演技表現となったと論じた。この第四章は、実際に演劇として上演された賢治作品における、音楽を伴う身体表現の考察となっている。

第五章では、賢治作品で表象される「ジャズ」について「春と修羅 第二集」所収の詩「岩手軽便鉄道 七月(ジャズ)」(創作1925年)と童話「セロ弾きのゴーシュ」(創作1933年)を取り上げ、日本のジャズ受容を確認しながら表現を検証した。同時代のジャズに関する言説では、新興国アメリカの音楽であるジャズは西洋のクラシック音楽と比較して〈野蛮〉な面があるとされると共に、これまでのクラシック音楽にはない「スピード」や雑多な音が響く「騒音」的な面、すなわち〈モダン〉の諸相があることも注目されていた。こうした〈野蛮〉でありながら〈モダン〉であるという両面性は、東北の土着性を秘めながら、西洋的な世界観を彷彿とさせる、イーハトーブと称する賢治の作品世界と通底する。そして従来、親和性がいわれた賢治作品とクラシック音楽の関係の範疇からはみ出す、賢治作品の音楽的な多様性をジャズとの関連が示すと論じた。具体的には〈モダン〉の側面として詩「岩手軽便鉄道 七月(ジャズ)」における活動写真との類似性を示し、〈野蛮〉の側面としては、1920年代における「ジャズ」の動物性を明らかにした上で、「セロ弾きのゴーシュ」におけるゴーシュの〈動物化〉について、ジョルジョ・アガンベンの理論を援用しながら言及した。第五章は、音楽劇要素そのものではなく、賢治作品で表象される「ジャズ」が、同時代の「ジャズ」の音楽的な諸相を咀嚼しながら、〈身体と共振する〉音楽として描かれている点に注目した論である。

第六章は、賢治の童話「ひのきとひなげし」を考察した。大正期(1921年頃)に書かれたと想定される「ひのきとひなげし」([初期形])は、昭和に入り大幅な手入を加えて[最終形](1933年)が成立した。[初期形]では、ひなげしたちはひのきの説教に対し黙って聞くのみだったが、[最終形]のひなげしたちは「ばかあなひのき」と悪態をつくなど反抗的な態度を示す。また[最終形]ではひなげしに対して「合唱手(コーラス)」や「女王(スター)」、「オールスターキャスト」といった言葉が掛けられている。坪谷氏はこの点から、当時人気のあった「少女歌劇」(特に松竹少女歌劇)との関係性に着目し、ひなげしたちの変化に松竹少女歌劇で労働争議があったこと(1933年)の反

映をみた。また改稿当時の賢治の創作環境、特に雑誌『女性岩手』とその掲載作の詩「花鳥図譜 七月」との関係も合わせて考察し、「ひのきとひなげし」の〔最終形〕が『女性岩手』を意識して生成され、女性読者が想定されていたと仮定して、晩年の賢治の創作行為が、新たな時代と読者へ開かれようとしていたと推論した。この章では従来、希少であった賢治作品における少女性の研究を進めると共に、「少女歌劇」という音楽劇ジャンルがテキストの〔最終形〕成立に関わり、最晩年に至るまで賢治の音楽劇への関心が高かったことを検証した。

このように全六章を通じて賢治作品の音楽劇性とそれに伴う身体性の表現を、同時代の文化状況と関連させて多様に論究し、従来の賢治研究が取り落としていた視点からの多数の指摘を行い、新たなテキスト読解の可能性を拓き、賢治研究の進展を大きく推進する成果を示した。

よって本論文は、博士（文学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

令和 5 年 12 月 16 日